

第 5640 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月31日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 中古資産の見積簡便法

Q：海外の不動産に投資して、減価償却費の計算の特例を使って節税をするというものが、問題になっているようですが、どういふものなのですか？

A：中古資産の見積簡便法という方法を使って多額の減価償却費の計上をするというものです。

【解説】

法人税では、中古資産を取得して事業の用に供した場合には、その資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積もられる年数によることができます。

この場合において、使用可能期間の見積りが困難であるときは、次の簡便法により算定した年数によることができるとされています。

- ①法定耐用年数の全部を経過した資産
その法定耐用年数の20%に相当する年数
- ②法定耐用年数の一部を経過した資産
その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数

海外の建物は、中古になっても価額はあまり下がりませんが、減価償却費の計算は、中古ということでこの簡便償却を適用することができ、大きく減価償却費を計上できるということが問題になっているということです。

